

○多賀城市埋蔵文化財調査センター条例

昭和61年12月16日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 遺跡の発掘で出土した考古資料その他の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究等を行い、もつて市民の文化の向上に資するため、埋蔵文化財調査センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多賀城市埋蔵文化財調査センター	多賀城市中央二丁目
多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館	多賀城市中央二丁目

(一部改正〔平成19年条例9号・22年第7号〕)

(職員)

第3条 センターに事務職員、技術職員その他の職員を置く。

(一部改正〔平成19年条例9号・22年第7号〕)

(観覧料等)

第4条 センターが常時展示する資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、センターが特別に展示する資料を観覧しようとする者は、市長がその都度定める観覧料(以下「特別観覧料」という。)を納めなければならない。

2 納入された特別観覧料は、返還しない。ただし、市長が必要と認めるときは、規則の定めるところにより、特別観覧料の全部又は一部を返還することができる。

(追加〔平成22年条例7号〕)

(特別観覧料の減免)

第5条 市長は、規則で定める要件に該当すると認めるときは、特別観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(追加〔平成22年条例7号〕)

(指定管理者による管理)

第6条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 多賀城市埋蔵文化財調査センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(追加〔平成22年条例15号〕)

(指定管理者の管理の基準)

第7条 指定管理者が前条各号に掲げる業務を行う場合は、指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、多賀城市埋蔵文化財調査センターの管理を行わなければならない。

(追加〔平成22年条例15号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(一部改正〔平成19年条例9号・22年第7号・22年第15号〕)

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月21日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表の改正規定は、同年11月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月21日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 略
- 3 略